「国際園芸博覧会基本計画(市案)等調査検討業務委託」 受託候補者特定に係る実施要領(令和2年4月改定)

(趣旨)

第1条 「国際園芸博覧会基本計画(市案)等調査検討業務委託」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱(以下「実施要綱」という。)に定めるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(実施の公表)

- 第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説 明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。
 - (1) 当該業務の概要等
 - (2) プロポーザルの手続き
 - (3) プロポーザルの作成書及び記載上の留意事項
 - (4) 評価委員会及び評価に関する事項
 - (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

- 第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。
 - (1) 業務実績
 - (2) 当該業務の実施方針
 - (3) 当該業務に関する具体的な提案
 - (4) その他当該業務に必要な事項

(評価)

- 第4条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 本業務に生かすことのできる過去の実績があるか等
 - (2) 本市の取組状況を把握しているか等
 - (3) 調査の趣旨・目的の十分な理解に基づいた具体性のある提案であるか等
 - (4) 独自な発想・視点を持った提案であるか等
 - (5) ワーク・ライフ・バランスに関する取組等
- 2 提案書の内容を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
- 3 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会の設置)

- 第5条 プロポーザルの評価にあたっては、国際園芸博覧会基本計画(市案)等調査検討業 務委託プロポーザル評価委員会(以下「評価委員会」という。)を設置し、次の各号に定め る事項について、その業務を行う。
 - (1) 提案書の評価
 - (2) 評価の集計及び報告
- 2 委員の中に委員長を置き、次のとおりとする。

委員長 政策局 総務部長

委員 政策局 政策部長

環境創造局 政策課長

環境創造局 公園緑地整備課上瀬谷担当課長

都市整備局 市街化整備推進課上瀬谷担当課長

- 3 評価委員会は、委員の定足数の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 委員長に事故等があり、欠けたときには他の委員がその職務を代理する。
- 5 委員が欠席した場合、その委員の評価点は無効とし委員会に出席した委員のみで評価を 行う。
- 6 委員長は、評価結果を政策局第1入札参加資格審査・指名業者選定委員会(以下「選定委員会」という)に報告するものとする。

(評価結果の審査)

- 第6条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。
 - (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
 - (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
 - (3) 評価結果に関し、必要事項以外に公表する事項の選定
 - (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
 - (5) その他必要な事項

附則

この要領は、令和2年3月10日から施行する。

※令和2年4月1日以降、機構改革に伴い部署名・役職名等が変更となった場合は、適宜 読み替えるものとする。

附則

令和2年4月10日 改訂